

## 議案第 3 号

川崎市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市特別会計条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成20年 2月19日提出

川崎市長 阿部 孝 夫

川崎市特別会計条例の一部を改正する条例

川崎市特別会計条例（昭和39年川崎市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第1条中第14号を第15号とし、第13号を第14号とし、第12号の次に次の1号を加える。

(13) 川崎市後期高齢者医療事業特別会計 後期高齢者医療事業

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

老人保健法の一部改正により、後期高齢者医療制度が創設されたことに伴い、後期高齢者医療事業特別会計を設置するため、この条例を制定するものである。

